

【補助金】東大阪市中小企業省エネ設備改修等支援補助金

東大阪市独自の
省エネ補助金！
改修工事に活用！

- [所 管] 東大阪市 環境部 環境企画課
[期 間] 平成29年5月15日 ~ 平成29年12月28日 持参
[対象者] 東大阪市内にある企業（1年以上営業、市税を滞納していない）
[対象事業所] 高压受電 中小企業
[要 件] ①補助対象経費が50万円以上の工事
②温室効果ガス排出量を、5%以上、1トン以上削減
*CO2排出係数=0.522kg-CO2
例) 年間削減電力5,000kwh × 排出係数0.522 × トン換算0.001 = 2.61t/年
③平成30年3月末日までに全て完了すること
④省エネ診断を受けていること → 無料診断申請ができます
⑤住宅用賃貸物件は除外
上記①～⑤すべての要件を満たす事業

[対象設備]



- ①燃料設備 ②熱利用設備 ③廃熱回収設備 ④コージェネ設備 ⑤電気使用設備 ⑥空調設備
⑦給湯設備 ⑧換気設備 ⑨EV ⑩照明設備 ⑪余剰蒸気活用設備 ⑫建築設備
⑬再生可能エネルギー発電設備

- [補助額・率] ①補助上限額150万円
補助率1/3以内（工事費、設計費、設備費 含む）

- [例] キュービクル改修
(過剰容量を適正容量変圧器に減設工事など)
キュービクル改修(変圧器を含む) + LED
キュービクル改修(変圧器を含む) + 冷凍冷蔵庫

省エネ改修内容

	改修前	改修後	台数
改修①	蛍光灯	LED	5台
改修②	動カトランス	動カトランス	3台

【総事業費】
4,898,880円(税込)
(補助金額:1,500,000円)

[補助金で経営強化]

設備投資 → 資産が増える
補助金が入る → 現金が増える
最新設備 → 省エネ → 電気代が安くなる → コスト削減

[補助金・助成金 うまく活用！ お問い合わせ窓口]

一般社団法人 日本総合法務

TEL : 06-6223-0014 FAX : 06-6222-4027

E-MAIL : jkotaka@nichihott.com 担当 : 小高

頼れる
専門家集団

一般社団法人日本総合法務は、弁護士・税理士・中小企業診断士 などの
専門家集団です。お客様の事業繁栄のお手伝いをしています。